

固定資産名義変更を忘れずに

土地や家屋などの固定資産を所有している人が亡くなったときは、名義変更の手続きが必要です。登記してある場合は、法務局に相続登記の申請をしてください。登記していない場合は、未登記家屋所有者変更申請書を市役所資産課に提出してください。また、名義変更を行うまでは、相続人の中から代表者を選び、現所有者申告書を市役所資産課か大胡・宮城・粕川・富士見支所へ提出してください。

027-898-6216

道路の安全利用心掛けよう

8月は道路ふれあい月間。8月10日(木)は道の日です。道路を安全に利用できるよう、次の点を守りましょう。

- 1 道路にはみ出した樹木や生け垣などは剪定する
2 宅地へ入りするため鉄板やブロックを置かない
3 商品や看板など通

現況届忘れずに提出を

児童扶養手当を受給している人は、8月中に現況届を提出する必要があります。8月上旬までに資格者に通知を送付。窓口で手続きしてください。

027-220-5701

3原則守って防ごう食中毒

8月は食品衛生月間です。夏は食中毒が発生しやすい時期。食中毒予防の3原則は「菌をつけない、増やさない、やっつけ

新しい被保険者証を郵送します

国民健康保険の加入者の新しい被保険者証を、9月上旬に世帯主宛てに郵送します。希望する人には、直接手渡される簡易書留で郵送。8月21日(月)までに国民健康保険課に申し込んでください。



同課 027-898-6250

道路で工事を行うときは

行の妨げになる物を置かない。工事などで足場を設置したり、出入りのための歩道や縁石の切り下げをしたりするときは、道路管理者の許可や承認が必要です。工事の前に必ず申請してください。また、舗装工事が完了してから原則3年間は掘削できません。

優良な従業員を表彰します

永年勤続従業員と企業貢献技術者を表彰します。事業主や代表者は、該当する人を推薦してください。

表彰式

11月28日(火)午前10時 会場 前橋テニスコート 対象 2 次のいずれかに該当する人。ただし、企業の経営者や役員と家族(きょうだい、配偶者、子など)、自営業者、パート従業員、過去に表彰された人は除く。〈永年勤続表彰〉市内の商業やサービス業の従業員で、

家庭でできる予防のポイントを守り、食中毒を防ぎましょう。
1 食品の購入時は消費期限などの表示をチェック。肉や魚は分けてビニール袋に入れる
2 食品は帰ったらすぐに冷蔵庫へ
3 調理中は小まめに手を洗う。包丁やまな板で肉や魚を切ったら、洗剤で洗って熱湯消毒
4 食品は中まで十分に加熱する
5 食事の前は手を洗う
6 残った食品は常温で保存せず、ラップをして冷蔵庫へ。

農地からの変更には申し出を

農用地区域内の農地を、住宅や駐車場などに使用するため農地から除外する場合、所有者は事前に相談し、申し出をしてください。なお、申し出地は利用権設定がされていないことが要件の一つとなります。詳しくは問い合わせるか、本市ホームページをご覧ください。

縦覧します農振計画変更案

「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき定められた農業振興地域整備計画を変更。昨年9月に受け付けた農振除外の個別申出に基づく変更を含む農用地利用計画と、マスタープランの変更案を縦覧します。

縦覧期間

9月4日(月)まで(異議申し出) 9月5日(火)~19日(火)、午前8時30分~午後5時15分(土日曜・祝日を除く)

縦覧場所

市役所農林課 同課 027-898-6702

Table with 3 columns: 種別, 支給額(月額), 対象. Rows include 特別児童扶養手当 (1級, 2級) and 障害児福祉手当.

対象者は申請を

右表の対象者で申請をしていない場合は、障害福祉課か大胡・宮城・粕川・富士見支所へ相談してください。ただし、前年の所得が一定額以上になった場合は支給停止になります。また、次のいずれかに該当する場合は対象になりません。

- 1 児童が障害を事由とする公的年金を受給している
2 児童が児童福祉施設に入所している。

剪定枝粉砕機を貸し出し

電動式で便利な剪定粉砕機を貸し出します。直径35mm以下の枝を処理でき、機器の重量は25kg。粉砕機の運搬を自ら行うことと、粉砕した枝を有効活用することが条件です。

高額介護サービス費上限変更

8月の介護サービス利用分(11月支給分)から、市民税課税世帯の負担上限が、月額3万7,200円から4万4,400円へ変更。ただし、同じ世帯の65歳以上の全員(サービスを利用していない人を含む)が利用者負担割合1割の世帯は、年間44万6,400円の上限が設けられ、年間を通しての負担額が増えないようにします。

ごみ減量の推進に役立てて

電動式生ごみ処理機と枝葉粉砕機の購入費の助成を実施。詳しくは、ごみ減量課にお問い合わせるか本市ホームページをご覧ください。